

定例監査の結果（令和3年1月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和元年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	健康福祉局	令和2年8月3日	令和2年7月16日、10月9日	実地	3
2	西部総務事務所	令和2年11月5日	令和2年10月2、6、21、22日	実地	5
3	東部総務事務所	令和2年10月27日	令和2年10月7、13日	実地	6
4	北部総務事務所	令和2年10月23日	令和2年10月1、9日	実地	7
5	東部県税事務所	令和2年10月27日	令和2年10月7、13日	実地	8
6	北部県税事務所	令和2年10月23日	令和2年10月9日	実地	9
7	自治総合研修センター	令和2年10月8日	令和2年9月17日	実地	10
8	西部厚生環境事務所・保健所	令和2年11月5日	令和2年10月2、6、21日	実地	11

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	西部東厚生環境事務所・保健所	令和2年11月5日	令和2年10月22日	実地	12
10	広島高等技術専門校	令和2年11月25日	令和2年11月11日	実地	13
11	福山高等技術専門校	令和2年10月7日	令和2年9月16日	実地	15
12	技術短期大学校	令和2年11月25日	令和2年11月11日	実地	17
13	東部農林水産事務所	令和2年10月27日	令和2年10月7日、 13日	実地	18
14	北部農林水産事務所	令和2年10月23日	令和2年10月1日	実地	19
15	東部畜産事務所	令和2年10月27日	令和2年10月13日	実地	20
16	北部畜産事務所	令和2年10月23日	令和2年10月1日	実地	21
17	東部家畜保健衛生所	令和2年10月27日	令和2年10月13日	実地	22
18	北部家畜保健衛生所	令和2年10月23日	令和2年10月1日	実地	23
19	西部建設事務所	令和2年11月5日	令和2年10月 2, 14, 20, 21, 22日	実地	24
20	広島工業高等学校	令和2年11月17日	令和2年11月17 日	実地	26
21	福山北特別支援学校	令和2年11月6日	令和2年11月6日	実地	28

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 19 課

課名	健康福祉総務課，子供未来応援課，安心保育推進課，こども家庭課，医務課，がん対策課，被爆者支援課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課，医療介護計画課，医療介護人材課，地域包括ケア・高齢者支援課，医療介護保険課，国民健康保険課，地域福祉課，地域共生社会推進課，社会援護課，障害者支援課
----	--

- ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 292 人

- エ 主な施策（令和元年度）

少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

- ア 普通財産の管理について

次の財産について、貸付期間満了後、更新手続を行わないまま使用を継続させていた。適正な事務処理に努められたい。（食品生活衛生課）

財 産	新動物愛護センター建設予定地（土地 4.0㎡）
根 拠	広島県公有財産管理規則第31条及び第35条

- イ 借受物品の管理について

次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（健康福祉総務課）

物 品	複写機 1台
根 拠	広島県物品管理規則第14条第2項

- ウ 行政文書の適正管理について

次の土地の使用貸借契約について、借受中の土地に関する起案文書等が所在不明となっていた。適正な事務処理に努められたい。（食品生活衛生課）

契約名	食鳥検査員詰所に関する土地の使用貸借契約
根 拠	広島県文書等管理規則第8条第5項

【検討要請事項】

広島がん高精度放射線治療センターについて

広島がん高精度放射線治療センターについては、平成27年10月の開設以来、収益で減価償却費が賄えない厳しい経営状況が続いている。

こうした中、同センターのリニアック（放射線治療装置）は、整備から約5年が経過し、更新について検討する時期を迎えており、現状のまま更新すれば、更に損失が拡大することになるが、新たな経営計画は未だ策定されておらず、更新に係る費用負担の在り方等も明確になっていない。

設備投資を行うにあたっては、投資計画を立て、それに基づいて実行することが必須であり、今後の経営見通しや市内4基幹病院の医療機能を再編するという設置目的を踏まえ関係機関との調整を行った上で、早急に機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画を策定し、リニアックの整備方針を決定する必要がある。（がん対策課）

2 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・ 組織体制（人数は，令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	13 人	1 課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12 人	1 課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	17 人	1 課	総務課
西部総務事務所東広島支所	23 人	2 課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

3 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	22人	2課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	11人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

4 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	14人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	13人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

5 東部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること，申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部県税事務所	63人	4課 1班	地方税特別滞納整理班，税務管理課， 滞納整理課，課税第一課，課税第二課
東部県税事務所尾道分室	11人	2班	納税班，滞納整理班

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

6 北部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること
申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目6番1号	三次市, 庄原市

- ・ 組織体制 (人数は, 令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課の数	課名等
20人	2課	収納管理課, 課税課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

7 自治総合研修センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県及び市町の職員に対する研修の企画及び実施
研修の内容及び方法の調査研究
研修についての関係機関に対する協力及び技術的助言
- ・ 所在地 広島市中区胡町 4-21 朝日生命広島胡町ビル 5 階, 7 階
- ・ 職員数 15 人 (令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び市町派遣職員の合計)
- ・ 研修実績 (令和元年度)

研 修 種 別		定員(人)	受講者数 (人)		
			県	市町	計
一般研修	県単独	2,625	2,658	-	2,658
	市町単独	1,700	-	1,736	1,736
	合同	750	312	409	721
	小 計	5,075	2,970	2,145	5,115
特別研修	住民起点	138	35	72	107
	政策形成	268	93	125	218
	組織マネジメント	1,058	266	622	888
	経営改革	704	236	276	512
	業務遂行	981	290	589	879
	小 計	3,149	920	1,684	2,604
合 計		8,224	3,890	3,829	7,719

(注) 市町受講者には広島市, 民間等を含む。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

8 西部厚生環境事務所・西部保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療，疾病予防，介護保険に関すること，食品衛生，薬事に関すること，環境保全，廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部厚生環境事務所・西部保健所	廿日市市桜尾二丁目2番68号	広島市，呉市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	広島市中区基町10番52号	
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	

- ・組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	64人	5課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課，試験検査課
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	46人	3課	厚生課，保健課，衛生環境課
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	21人	2課	厚生保健課，衛生環境課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

9 西部東厚生環境事務所・西部東保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療，疾病予防，介護保険に関すること，食品衛生，薬事に関すること，環境保全，廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	竹原市，東広島市，豊田郡

- ・組織体制（人数は，令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	51 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立広島高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ・ 組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・ 職員数 19 人
(令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。校長，庶務課職員 6 名，訓練企画担当職員 5 名は技術短期大学校と兼務。)

・ 職業訓練実施状況（令和元年度）

ア 施設内訓練

(単位：人)

訓練科目		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
普通職業訓練 (普通課程)	板金加工科	1 年	15	7	5	4	4
	電気設備科	1 年	20	17	14	12	12
	建築インテリア科	1 年	20	19	17	12	11
	小 計		55	43	36	28	27
普通職業訓練 (短期課程)	板金加工科	1 年	5	1	1	1	1
	小 計		5	1	1	1	1
合 計			60	44	37	29	28

(注)・第 2 志望で合格した者については、応募は第 1 志望の科，合格は第 2 志望の科で集計。

イ 委託訓練

(単位：人)

訓練科目		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
介護福祉士養成科 (H31-R2) 4 コース	2 年	56	24	23	22	—	
社会福祉士養成科 1 コース	1 年	5	4	4	4	3	
精神福祉士養成科 1 コース	1 年	5	11	5	5	5	
経理事務パソコン科等 40 コース	3～6 か月	782	845	662	629	411	
合 計			848	884	694	660	419

(注)・介護福祉士養成科の修了者数は，進級者数。

・就職者数は，修了 3 か月後における就職者，自営業の就業者の合計。

ウ 在職者訓練

(単位：人)

訓練科目		訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
短期課程	第二種電気工事士（学科）	12 時間	20	13	10	9
	第二種電気工事士（実技）	12 時間	20	10	8	8
	第一種電気工事士（学科）	12 時間	20	12	12	10
	第一種電気工事士（実技）	12 時間	15	12	12	12
合 計			75	47	42	39

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

備 品	パーソナルコンピューター 1台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

11 県立福山高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・所在地 福山市山手町六丁目 30 番 1 号
- ・組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・職員数 20 人（令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・職業訓練実施状況（令和元年度）

ア 施設内訓練

（単位：人）

訓練科目等		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
普通職業訓練 (普通課程)	機械システム科	1 年	20	17	18	13	11
	電気設備科	1 年	20	26	19	17	17
	自動車整備科 (1 年)	2 年	20	26	20	17	—
	自動車整備科 (2 年)		20	28	18	15	15
	溶接加工科	1 年	20	7	9	4	4
	建築科	1 年	10	14	11	9	9
	小 計		110	118	95	75	56
普通職業訓練 (短期課程)	溶接加工科	1 年	若干名	1	0	0	0
	建築科	1 年	若干名	0	0	0	0
	小 計		-	1	0	0	0
合 計			110	119	95	75	56

(注)・自動車整備科 1 年の修了者数は、進級者数。

- ・第 2 志望で合格した者については、応募は第 1 志望の科、合格は第 2 志望の科で集計。

イ 委託訓練

（単位：人）

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
介護福祉士養成科	2 年	14	9	6	6	-
PC 経理事務科ほか 24 コース	3～6 か月	364	522	352	87	310
合 計		378	531	358	93	310

(注)・介護福祉士養成科の修了者数は、進級者数。

ウ 在職者訓練

（単位：人）

訓練科目	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
機械加工科ほか 9 講座	10～20 時間	125	153	132	123

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	ウォータークーラー（冷水機）1台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立福山高等技術専門学校空調設備・消防用設備等保守点検業務（令和元年度～令和3年度）
-----	--

【改善を求める事項】

消防用設備の維持について

消防用設備等の点検の結果、平成29年度の点検時から、次の設備に不良箇所があったが、必要な措置が講じられていなかった。

消防用設備については、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するよう維持しなければならないことから、早急に必要な措置を講じる必要がある。

設備	防火扉・シャッター設備
----	-------------

12 県立技術短期大学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める高度職業訓練の実施
その他，職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ・ 組織体制 2 課（庶務課，教務課）
- ・ 職員数 23 人
(令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。校長，庶務課職員 6 名，訓練企画担当職員 5 名は広島高等技術専門校と兼務。)

・ 職業訓練実施状況（令和元年度）

ア 専門課程（施設内訓練） (単位：人)

訓練科	訓練期間	学年	定員	応募者数	入校者数	在籍者数	修了者数
生産技術科	2年	1	20	13	13	11	—
		2	20	14	13	1	11
制御技術科	2年	1	20	12	9	8	—
		2	20	14	12	1	7
合 計			80	53	47	21	18

イ 専門短期訓練（在職者訓練） (単位：人)

訓練科目（講座名）	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
機械基礎製図等 6 講座	12 時間	70	42	36	36
	又は 18 時間				

※受講希望者数が少なく，中止となった講座分を除く。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

入学生の確保について

施設内訓練については近年定員充足に至っていない状況が続いており，特に生産技術科については本年度応募者数が昨年度よりも大幅に減少している。

平成 31 年 3 月に技術短期大学校在り方検討報告書を取りまとめたところであるが，引き続き学生の確保に向けた取組を検討していただきたい。

13 東部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市，府中市，神石郡
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	三原市，尾道市，世羅郡

- ・ 組織体制（人数は令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部農林水産事務所	63人	4課 1事務所	農村振興課，水産課，農村整備課， 林務課，三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	56人	3課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

物品の管理について

修繕工事によって設置したエアコンについて，物品出納職員に対し，取得調書による受入の通知をしていなかったため，備品に該当する物品が備品出納簿に登録されていなかった。また，指定管理者に対する管理委任の手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部農林水産事務所尾道農林事業所）

物 品	エアコン 6台
根 拠	広島県物品管理規則第13条，第17条の2

【改善を求める事項】

工事請負契約に係る事務処理について

次の契約については，コテージ6棟に係る修繕工事であるが，全て同じ仕様及び工期の工事にも関わらず，小規模修繕執行要綱を適用して1棟ずつ，同じ業者と随意契約を行っていた。6棟の工事に係る設計金額の総額が250万円を超えていることから，一括発注による競争入札の実施により，契約の経済性，公平性，競争性及び透明性を確保するとともに，契約書を作成するなど，適切な事務処理を行う必要がある。（東部農林水産事務所尾道農林事業所）

契 約 名	フォレストヒルズガーデン エアコン修繕工事（令和元年度）
-------	------------------------------

14 北部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市, 庄原市

- ・ 組織体制 (人数は, 令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課の数	課名等
77人	5課	農村振興課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産の使用許可について

行政財産の使用許可について, 許可をしていなかった期間の使用料相当額を許可申請者に求めていなかった。適正な事務処理に努められたい。

種別	財産名称	用途	面積
土地	帝釈峡公園	電話ボックス敷	1.50 m ²
根拠	民法第704条 行政財産の使用料に関する条例第2条		

15 東部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡

- ・ 組織体制 (人数は, 令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課等の数	課名等
20人	2課	畜産振興課, 防疫課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

16 北部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課等の数	課名等
21人	2課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

17 東部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡

- ・ 職員数 1人(令和2年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 東部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

18 北部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市, 庄原市

- ・ 職員数 2人(令和2年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 北部畜産事務所所長, 次長が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

19 西部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町16番12号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿 日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山 県郡, 豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計3087番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・ 組織体制 (人数は, 令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	169人	13課 1班 1チーム 1事務所	事業調整特別班, 建設総務課, 建設業課, 用地第一課, 用地第二課, 管理第一課, 管理第二課, 維持第一課, 維持第二課, 工務第一課, 工務第二課, 建築課, 東部連続立体交差事業課, 災害関連緊急対策チーム, 三篠川復旧事業課, 魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	64人	4課 1班 1チーム 1事務所	事業調整特別班, 管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 災害関連緊急対策チーム, 野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	41人	3課 1班	事業調整特別班, 管理用地課, 土木課, 厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	44人	3課 1班	事業調整特別班, 建設総務課, 管理用地課, 土木課
西部建設事務所東広島支所	87人	5課 1班 1チーム 1事務所	事業調整特別班, 管理課, 用地課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 災害関連緊急対策チーム, 椋梨ダム管理事務所

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理及び契約期間について

次の委託契約において、平成 26 年度の消費税率改正に伴う、変更契約が行われていなかった。また、契約期間は、各会計年度内において完結することが原則であるにもかかわらず、自動更新条項が設定されていた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)

業務名	河川管理施設管理委託契約
根 拠	消費税法第 29 条及び地方税法第 72 条の 83 地方自治法第 232 条の 3

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所呉支所)

契約名	一般県道 野呂山公園線道路災害復旧工事（H30 災第 5149・1855・5148 号） （令和 2 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 8 条第 1 項第 2 号

ウ 借受財産の管理について

次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)

財 産	土地
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条， 第 64 条

【改善を求める事項】

ア 文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらないものが多数あった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。(西部建設事務所)

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約効力の発生については、契約書に記名押印した時に確定するものであるにもかかわらず、契約締結の日までに行った業務について、当該契約に基づき実施されたものとみなす旨、明記されていた。当該契約は毎年度、本庁からの通知を受けて締結される契約であるが、締結前に委託業務の実施が見込まれるのであれば、本庁とも協議の上、業務が実施される前に契約を締結するよう、適正な事務処理を行う必要がある。(西部建設事務所)

業務名	河川清掃等業務委託
-----	-----------

20 県立広島工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市南区出汐二丁目4番75号
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 - 本務者数 89人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 29人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		機械科				電気科				建築科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240	80	80	80	240	80	80	80	240
生徒数（人）		72	81	77	230	73	80	77	230	67	81	77	225
充足率（%）		90.0	101.3	96.3	95.8	91.3	100.0	96.3	95.8	83.8	101.3	96.3	93.8
退学者（人）		1（0）				2（1）				0（0）			
休学者（人）		1				0				1			
進 学 就 職	大学・短大	11人（14.9%）				10人（12.8%）				5人（6.8%）			
	専修・各種	7人（9.5%）				5人（6.4%）				3人（4.1%）			
	就 職	54人（73.0%）				63人（80.8%）				65人（87.8%）			
	その他	2人（2.7%）				0人（0%）				1人（1.4%）			

課 程		全 日 制											
		土木科				化学工学科				合 計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	40	40	40	120	320	320	320	960
生徒数（人）		38	40	37	115	28	41	36	105	278	323	304	905
充足率（%）		95.0	100.0	92.5	95.8	70.0	102.5	90.0	87.5	86.9	100.9	95.0	94.3
退学者（人）		0（0）				0（0）				3（1）			
休学者（人）		0				1				3			
進 学 就 職	大学・短大	3人（8.3%）				3人（11.5%）				32人（11.1%）			
	専修・各種	2人（5.6%）				5人（19.2%）				22人（7.6%）			
	就 職	30人（83.3%）				18人（69.2%）				230人（79.9%）			
	その他	1人（2.8%）				0人（0%）				4人（1.4%）			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

・「退学者」,「休学者」,「進学就職」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、広島工業高等学校の消火器、感知器及び音響装置の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	広島県立西高等学校外2校 消防用設備等保守点検業務
-------	---------------------------

21 県立福山北特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 知的障害等のある児童・生徒に対する教育の実施
- ・ 所在地 福山市加茂町下加茂 7006 番地
- ・ 教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 161 人
 - 会計年度任用職員数・再任用短時間勤務職員数 26 人
- ・ 生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部							
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	1 職	2	2 職	3	3 職	計	
男子 (人)	7	11	22	14	17	23	94	17	14	8	39	20	9	21	14	31	11	106	
女子 (人)	1	3	5	8	11	13	41	8	13	8	29	13	3	13	1	12	3	45	
合計 (人)	8	14	27	22	28	36	135	25	27	16	68	33	12	34	15	43	14	151	
進 学 就 職	進学	—							27 人 (96.4%)				0 人 (0.0%)						
	就職	—							0 人 (0.0%)				21 人 (40.4%)						
	その他	—							1 人 (3.6%)				31 人 (59.6%)						

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、令和元年度 (令和 2 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、福山北特別支援学校の消火器の種類を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	消防用設備等保守点検業務 (福山地区) 大門高等学校外 6 校
-----	---------------------------------